



平成 26 年 3 月

受益者の皆様へ

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

「ドイチェ・グローバル好配当株式ファンド（毎月分配型）」
約款変更のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび弊社では、追加型証券投資信託「ドイチェ・グローバル好配当株式ファンド（毎月分配型）」（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、下記の通り約款の変更を予定しておりますのでお知らせいたします。

敬具

記

1. 変更の内容および理由

当ファンドの信託期間は平成 27 年 3 月 20 日までとなっておりますが、平成 27 年 3 月 21 日以降も継続して運用を行うことが、より受益者の利益に資すると弊社は判断したため、信託期間を無期限とする変更を行います。

2. 約款の変更予定日および変更適用予定日

約款変更予定日：平成 26 年 5 月 9 日（約款変更適用予定日：平成 26 年 5 月 30 日）

3. 約款の変更に係る異議申立てについて

<異議申立て期間：平成 26 年 3 月 26 日から平成 26 年 4 月 30 日まで>

この約款変更にご同意いただける場合は、特別な手続きの必要はございません。

この約款変更につきまして、平成 26 年 3 月 26 日現在の受益者の方は、上記の異議申立て期間内に弊社に対し、書面をもって異議を申立てることができます。

異議申立て期間内に、ご異議の申し出のあった受益者の受益権の合計口数が平成 26 年 3 月 26 日現在の受益権総口数の二分の一を超えない場合は、予定通り平成 26 年 5 月 9 日に約款変更を行い、平成 26 年 5 月 30 日より信託期間を無期限とします。

なお、異議を申し立てた受益者の受益権の合計口数が平成 26 年 3 月 26 日現在の受益権総口数の二分の一を超えた場合は、上記の約款変更は行いません。この場合、約款変更を行わない旨を異議申立て期間終了後、速やかに受益者の皆様へご通知いたします。

約款変更を行うかどうかの結果につきましては、当社のホームページ上等でお知らせいたします。

（注）「異議申立て」とは、投資信託及び投資法人に関する法律に定められた手続きであり、約款の重大な変更や繰上償還を行う際に必要とされる手続きです。



4. 異議申立ての手続きについて

予定しております当ファンドの約款変更に対し、ご異議のある受益者の方は官製はがき等の書面に、以下の内容をご記入の上、平成 26 年 4 月 30 日必着で、下記宛先にご郵送下さい。

(1)宛先

〒100 - 6173 東京都千代田区永田町二丁目 11 番 1 号 山王パークタワー
ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社 私書箱 40 号 「異議申立て受付」 係

(2)ご記入いただく内容

- ① 住所
- ② 氏名（ご記名、ご捺印）
- ③ 電話番号（日中連絡先）
- ④ ファンド名、口数
- ⑤ 取扱販売会社、取引店名、口座番号
- ⑥ 投資信託約款変更に対し異議を申し立てる旨

(異議申立てに当たっての留意事項)

- ・このお知らせは、平成 26 年 3 月 26 日現在において当ファンドを保有している方（受益者）にご送付しております。なお、平成 26 年 3 月 25 日以降に当ファンドの購入のお申込みをいただいた場合は、受益権の取得が平成 26 年 3 月 27 日以降となるため、当該受益権については上記の異議申立ての権利はございませんのでご了承下さい。
- ・平成 26 年 5 月 1 日以降、弊社到着分につきましては、ご異議を無効とさせていただきます。
- ・異議申立書の記載内容に不備がある場合等は、ご異議を無効とさせていただきます場合があります。
- ・ご異議のお申し出のあった受益者につきましては、受益者および受益者の保有口数等を確認させていただく必要がございます。このため、ご異議のお申し出のあった受益者に関しましては、販売会社と弊社および受託会社との三者間で当該受益者に関する情報を共有することにご同意いただけたものといたします。
- ・必要がある場合には本人確認のための書類等をご提出いただくことがあります。
- ・ご異議の申し出のあった受益者の個人情報、この度の約款変更手続きに関する事務等を行うためのみに使用いたします。個人情報の取扱いについては、インターネット上の弊社ホームページに掲載しておりますプライバシー・ポリシー（個人情報保護方針）をご参照下さい。

5. 買取請求の手続きについて

<買取請求の受付期間：平成 26 年 5 月 9 日から平成 26 年 5 月 28 日まで>

約款変更が決定された場合、ご異議のお申し出のあった受益者の方は、買取請求の期間内に、自己に帰属する受益権を、当該受益権が有すべき公正な価額（受託会社が受益者からの買取請求に係る必要書類を受領した日の翌営業日の解約価額）で、弊社所定の手続きに基づき、受託会社に対し、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求手続きにつきましては、ご異議のお申し出をされた受益者の方に別途ご案内申し上げます。

(買取請求に当たっての留意事項)

- ・平成 26 年 5 月 29 日以降は、上記の買取請求の受け付けは行いません。
- ・買取請求には諸般の手続きが必要となるため、買取代金のお支払いまでには通常の解約請求よりも日数を要する場合がありますのでご注意ください。
- ・お取り扱い額は、銀行口座への振込手数料および買取計算書の送付費用等が差引かれる為、申込受付日が同じ場合、買取請求は解約請求に比べて少なくなります。
- ・異議を申立てた受益者は必ず買取りを請求しなければならないということではありません。
- ・買取請求受付期間中についても、上記の約款変更に対して異議を申し立てたか否かにかかわらず、取扱販売会社において通常通り当ファンドの解約の請求を受付けております。また、変更後も引き続き受益権を保有することもできます。
- ・上記の買取請求を行った受益権については、通常の解約の請求を行うことはできなくなります。

6. お問い合わせ先について

〒100 - 6173 東京都千代田区永田町二丁目 11 番 1 号 山王パークタワー
ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
フリーダイヤル：0120-442-785（受付時間：弊社営業日午前 9 時から午後 5 時まで）

以 上